

災害ごみの処理、家屋の解体・撤去

災害ごみの受け入れ期間を延長しています

市内3カ所の災害廃棄物仮置場の受け入れ期間を延長し、次のとおり運用を一部変更します。
なお、持ち込みできるごみの種類に変更はありません。あらかじめ分別した上で、お越してください。

1. 延長後の開設期間

場所	開設期間
能登香島駐車場	5月31日(金)まで ※4月8日(月)から毎週月曜日は休業。ただし、大型連休中の4月29日(月)、5月6日(月)は開設日とし、5月7日(火)を休業日とします。
中島お祭り資料館・お祭り伝承館(祭り会館)祭り広場	5月6日(月)まで ※4月12日(金)から毎週金曜日は休業。ただし、5月3日(金)は開設します。
大田除雪ステーション	5月31日(金)まで ※4月10日(水)から毎週水曜日は休業。ただし、5月1日(水)は開設します。

※上記以外でも、荒天などにより利用者の安全確保が困難と判断したときは休業することがあります。

2. 能登香島駐車場に持ち込める日の指定を解除します【4月9日(火)以降】

これまで、能登香島駐車場への持ち込みは、奇数日が旧七尾地区の人、偶数日が田鶴浜地区、中島地区、能登島地区の人に指定していましたが、4月9日(火)以降は奇数日、偶数日を問わず全ての地区の人がご利用いただけます。

問 環境課 ☎53-8421

被災家屋の解体・撤去

公費解体制度

所有者の申請により、市が代わりに解体・撤去

■申請期限
令和7年8月29日(金)



詳細はこちら

自費解体制度

所有者自身で解体・撤去した際、費用の全部または一部を償還

■申請期限
11月29日(金)



詳細はこちら

■申請先 総合支援窓口(パトリア4階 多目的ホール) ③番窓口
制度の詳細や申請に必要な書類などは、市ホームページをご確認ください。

【ご注意ください】

- ・住宅の応急修理支援制度との併用はできません。
- ・り災証明書が発行されない建物は、市が認定調査(現地調査)を行い、解体・撤去の対象となるか判断します。
- ・自費解体の場合、損害の程度は事後判断となります。被災状況の分かる写真が必要です。写真で判定できない場合は、償還の対象となりません。
※撮影の留意点は、市ホームページをご確認ください。
- ・自費解体制度での償還額は、①解体・撤去費用のうち対象となる項目の金額の合計と、②石川県が定める基準により市が算出した金額のどちらか少ない金額が上限です。

問 環境課 ☎53-8421